

令和7年度市道認定申請をされる方へ

市道認定は、下記の市議会に議案として提出されます。

1 受付期間の締切日

◎	<u>6月定例会市議会</u>	<u>3月21日(金)</u>
◎	<u>9月定例会市議会</u>	<u>6月20日(金)</u>
◎	<u>11月定例会市議会</u>	<u>9月19日(金)</u>

2 道路敷地となるべき土地に、所有権移転登記に支障となる権利等（抵当権、地役権等）が設定されている場合は、それぞれ下記を締切日とします。

なお、提出後は速やかに抹消の手続きをしてください。

◎	<u>6月定例会市議会</u>	<u>2月21日(金)</u>
◎	<u>9月定例会市議会</u>	<u>5月20日(火)</u>
◎	<u>11月定例会市議会</u>	<u>8月19日(火)</u>

※ 締切日以後は次回分として受け付けます。

3 市道認定基準、市道認定施行細則は、令和2年8月6日に改正され、令和2年8月14日から適用されます。

令和2年8月14日以後に申請される場合は、新しい市道認定基準、市道認定施行細則に適合するようにしてください。

※ 申請書の提出先は所在地を管轄する各区役所地域整備課、北区役所土木農林分室、各支所産業建設課です。

※ 締切日以前の提出であっても、

- ① 事前に岡山市担当者の現地調査を受けていない
- ② 現地調査による指摘事項が修正されていない
- ③ 必要書類が揃っていない

などに該当する場合は、申請書が提出されても、正式な受理とはならず、不備なものとして扱います。この場合、不備が解消された時点での受理となります。締切日を過ぎても解消されない場合は、次回以降の対象となります。

(このページは印刷不要)

各区・分室・各支所の担当者へ

受付後の書類の道路港湾管理課への進達期限（厳守）

(令和7年度分)

- | | | |
|---|------------------|-----------------|
| ◎ | <u>6月定例会市議会</u> | <u>3月31日(月)</u> |
| ◎ | <u>9月定例会市議会</u> | <u>6月30日(月)</u> |
| ◎ | <u>11月定例会市議会</u> | <u>9月29日(月)</u> |